

第20 無線通信補助設備

無線通信補助設備は、デジタル260MHz帯及びアナログ400MHz帯の周波数を有効に伝送及び輻射ができるものであること。

※ 現在任意設置している名鉄小牧駅ビルでは、260MHz帯のみ対応しているため、東海総合通信局へ消防救急デジタル無線の携帯型移動局の無線局免許の変更手続き（27小消署第1930号「無線局の変更手続きの一部を省略することについて」）を行っている。

400MHz帯を使用する場合には、署活動用アナログ無線の無線局免許の変更手続き（追加要望）を行う必要がある。